

【旧】

令和6年度

大阪府交通安全実施計画

大阪府交通安全対策会議

【新】

令和7年度

大阪府交通安全実施計画

大阪府交通安全対策会議

は じ め に

この交通安全実施計画は、大阪府域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱である「第11次大阪府交通安全計画」（令和3年度から令和7年度まで）に基づき、令和6年度において具体的に推進する施策を定めたものです。

第11次大阪府交通安全計画では、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指し、人・交通機関・交通環境といった交通社会を構成する3つの要素に対する種々の安全対策を、府民の理解と協力の下で推進することにより、令和7年までに年間の交通事故死者数を87人以下とするとともに交通事故による重傷者数を2,160人以下に抑制するという目標数値を掲げています。

令和5年中における府下の交通事故発生状況については、2万6千件に迫る件数の交通事故が発生しているほか、死者数は148人、重傷者数は3,057人といずれも前年対比で増加しており、誰もが「安全・安心・快適なまち大阪」を実感できるために取り組むべき課題は山積しています。

そんな中、令和5年4月1日には改正道路交通法が施行され、自転車に乗車するときは年齢を問わず乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となったほか、同年7月1日には特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるなど、府民一人ひとりに対する交通ルールの遵守や正しい交通マナーの意識づけはより重要となります。

このような交通情勢を踏まえ、令和6年度「大阪府交通安全実施計画」においては、関係機関・団体が相互の連携を緊密にして、総合的かつ効果的な交通安全対策の推進を強化することにより、交通事故の抑制を図ることとしました。

なお、次年度の計画が策定されるまでの間は、本計画に基づいて事業を進めることとします。

は じ め に

この交通安全実施計画は、大阪府域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱である「第11次大阪府交通安全計画」（令和3年度から令和7年度まで）に基づき、令和7年度において具体的に推進する施策を定めたものです。

第11次大阪府交通安全計画では、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指し、人・交通機関・交通環境といった交通社会を構成する3つの要素に対する種々の安全対策を、府民の理解と協力の下で推進することにより、令和7年までに年間の交通事故死者数を87人以下とするとともに交通事故による重傷者数を2,160人以下に抑制するという目標数値を掲げています。

令和6年中における府下の交通事故発生状況については、2万5千件に迫る件数の交通事故が発生しているほか、死者数は127人、重傷者数は2,885人といずれも前年対比で減少しているものの、誰もが「安全・安心・快適なまち大阪」を実感できるために取り組むべき課題は山積しています。

そんな中、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日には自転車に乗車するときは年齢を問わず乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となったほか、同年7月1日には特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用され、令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話使用等に対する罰則強化や酒気帯び運転等に対する罰則整備が行われるなど、府民一人ひとりに対する交通ルールの遵守や正しい交通マナーの意識づけはより重要となっています。

このような交通情勢を踏まえ、令和7年度「大阪府交通安全実施計画」においては、関係機関・団体が相互の連携を緊密にして、総合的かつ効果的な交通安全対策の推進を強化することにより、交通事故の抑制を図ることとしました。

なお、次年度の計画が策定されるまでの間は、本計画に基づいて事業を進めることとします。

目 次

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・ 1
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・ 11
- (3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等・・・・・・ 23
- (4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進・・・・・・ 24

2 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実・・・・・・・・・・ 25
- (2) 運転免許制度の改善・・・・・・・・・・ 38
- (3) 安全運転管理の推進・・・・・・・・・・ 39
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進・・・・・・ 40
- (5) 交通労働災害の防止等・・・・・・・・・・ 42
- (6) 道路交通に関する情報の充実・・・・・・・・・・ 43

3 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・ 44
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・ 46
- (3) 交通安全施設等整備事業の推進・・・・・・・・・・ 48
- (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実・・・・・・・・・・ 53
- (5) 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・ 54
- (6) 自転車通行空間整備・・・・・・・・・・ 55
- (7) ITS の活用・・・・・・・・・・ 56
- (8) 交通需要マネジメントの推進・・・・・・・・・・ 57
- (9) 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 59
- (10) 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・ 60
- (11) 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・ 65
- (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 67

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動運転車の安全対策・活用の促進・・・・・・・・・・ 69
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等・・・・・・・・・・ 70
- (3) 自動車の検査及び点検整備の充実・・・・・・・・・・ 71

目 次

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・ 1
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・ 12
- (3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等・・・・・・ 24
- (4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進・・・・・・ 25

2 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実・・・・・・・・・・ 26
- (2) 運転免許制度の改善・・・・・・・・・・ 39
- (3) 安全運転管理の推進・・・・・・・・・・ 40
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進・・・・・・ 41
- (5) 交通労働災害の防止等・・・・・・・・・・ 43
- (6) 道路交通に関する情報の充実・・・・・・・・・・ 44

3 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・ 45
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・ 47
- (3) 交通安全施設等整備事業の推進・・・・・・・・・・ 49
- (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実・・・・・・・・・・ 54
- (5) 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・ 55
- (6) 自転車通行空間整備・・・・・・・・・・ 56
- (7) ITS の活用・・・・・・・・・・ 57
- (8) 交通需要マネジメントの推進・・・・・・・・・・ 58
- (9) 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 60
- (10) 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・ 61
- (11) 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・ 66
- (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 68

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動運転車の安全対策・活用の促進・・・・・・・・・・ 70
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等・・・・・・・・・・ 71
- (3) 自動車の検査及び点検整備の充実・・・・・・・・・・ 72

- (4) リコール制度の充実・強化 73
- (5) 自転車の安全性の確保 74

5 道路交通秩序の維持

- (1) 交通指導取締りの強化等 75
- (2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 77
- (3) 暴走族等対策の推進 79

6 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備 80
- (2) 救急医療体制の整備 81
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 82

7 被害者支援の充実と推進

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 83
- (2) 損害賠償の請求についての援助等 84
- (3) 交通事故被害者等支援の充実・強化 85

8 調査研究の充実 86

第2章 鉄道交通の安全

- 1 鉄道交通環境の整備 87
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 89
- 3 鉄道の安全な運行の確保 90
- 4 鉄道車両の安全性の確保 92
- 5 救助・救急活動の充実 93
- 6 被害者支援の推進 94

- (4) リコール制度の充実・強化 74
- (5) 自転車の安全性の確保 75

5 道路交通秩序の維持

- (1) 交通指導取締りの強化等 76
- (2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 78
- (3) 暴走族等対策の推進 80

6 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備 81
- (2) 救急医療体制の整備 82
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 83

7 被害者支援の充実と推進

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 84
- (2) 損害賠償の請求についての援助等 85
- (3) 交通事故被害者等支援の充実・強化 86

8 調査研究の充実 87

第2章 鉄道交通の安全

- 1 鉄道交通環境の整備 88
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 90
- 3 鉄道の安全な運行の確保 91
- 4 鉄道車両の安全性の確保 93
- 5 救助・救急活動の充実 94
- 6 被害者支援の推進 95

第3章 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等
立体横断施設の整備等の促進 95
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 96
- 3 踏切道の統廃合の促進 97
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 98

第3章 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等
立体横断施設の整備等の促進 96
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 97
- 3 踏切道の統廃合の促進 98
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 99

章	1 道路交通安全の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	

【方針・重点等】

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることはもとより、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できるよき社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進し、府民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

そこで、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う必要がある。

具体的には、高齢社会が進展する中で、高齢者の交通事故防止については、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ることはもとより、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を行う。

さらに、自転車を使用することが多い児童、生徒等に対しては、自転車の安全利用に関する指導を強化するなど、交通安全教育指針等を活用した交通安全教育の推進に努める。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法（自転車シミュレータを活用した交通安全教室など）を積極的に取り入れ、近年、交通安全において問題となっている“運転中のながらスマホ”及び“歩きスマホ”の危険性を認識させることや、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと等を踏まえ、全ての年齢層に対し、府、市町村、警察、学校、関係民間団体等と互いに連携をとりながら、交通事故死及び重傷化事故を防止するべく積極的な交通安全教育の推進に努める。

章	1 道路交通安全の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	

【方針・重点等】

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることはもとより、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できるよき社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進し、府民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

そこで、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う必要がある。

具体的には、高齢社会が進展する中で、高齢者の交通事故防止については、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ることはもとより、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を行う。

さらに、自転車を使用することが多い児童、生徒等に対しては、自転車の安全利用に関する指導を強化するなど、交通安全教育指針等を活用した交通安全教育の推進に努める。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法（自転車シミュレータを活用した交通安全教室など）を積極的に取り入れ、近年、交通安全において問題となっている“運転中のながらスマホ”及び“歩きスマホ”の危険性を認識させることや、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと、令和6年11月1日から自転車運転中の携帯電話使用等に対する罰則が強化され、酒気帯び運転等に対する罰則が新たに整備されたこと等を踏まえ、全ての年齢層に対し、府、市町村、警察、学校、関係民間団体等と互いに連携をとりながら、交通事故死及び重傷化事故を防止するべく積極的な交通安全教育の推進に努める。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大 阪 市 ・ 堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	

【方針・重点等】

- 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。
- 小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施する。
支援学校(☆)においては、児童の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。
(☆ 設置者ごとに学校の名称に違いがあり、本計画では大阪府教育委員会が設置した学校の名称を使用する。)

【事業計画の概要】

- 実践的な交通安全教育の推進
小学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施するとともに、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと等を踏まえ、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、体育、生活、自立活動や総合的な学習の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、児童の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大 阪 市 ・ 堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	

【方針・重点等】

- 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。
- 小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施する。
支援学校(☆)においては、児童の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。
(☆ 設置者ごとに学校の名称に違いがあり、本計画では大阪府教育委員会が設置した学校の名称を使用する。)

【事業計画の概要】

- 実践的な交通安全教育の推進
小学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施するとともに、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと、令和6年11月1日から自転車運転中における携帯電話使用等の罰則が強化されたこと等を踏まえ、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、体育、生活、自立活動や総合的な学習の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、児童の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。
- 2 中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。
支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通して、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、運転者の責任、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、**改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと等を踏まえ、**地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、生徒の障がいの状況に即して、適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。
- 2 中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。
支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通して、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、運転者の責任、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、**自転車利用時における乗車用ヘルメット着用の推進や、ながらスマホ等の危険性の高い運転行為の防止等も踏まえ、**地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、生徒の障がいの状況に即して、適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	Ⅰ 高校生に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら保健体育、総合的な探究の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進する。
また、**改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと**や特定小型原動機付自転車の新たなルールについて、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

章	1 道路交通の安全	大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	Ⅰ 高校生に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、適切に指導する。

3 府内の自転車事故による死傷者数は高校生が最多であること、改正道路交通法の施行により、今後、16歳以上の自転車利用者に対し交通反則通告制度が適用予定であることなど、高校生世代の自転車を取り巻く社会情勢が変化していることを踏まえ、生徒自らがヘルメットの着用を含む自転車の安全利用を「考え、学び、行動する」ことを目的とした「Safety Bicycle 推進校」プロジェクトを令和6年度に大阪府教育委員会と大阪府警察本部が共同で立ち上げた。その取組みを府内に拡げることにより、高校生自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守するよう育成に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら保健体育、総合的な探究の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進する。
また、**自転車利用時における乗車用ヘルメット着用の推進や、ながらスマホ等の危険性の高い運転行為の防止**や特定小型原動機付自転車の新たなルール等について、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよ

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	オ 成人に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

成人の交通社会への参加態様は様々であり、成人に対する交通安全教育が、大阪の交通モラルを形成する上で重要な部分を担っている。

このようなことから、全ての人が、いわば生涯教育の一環として交通安全に必要な技能と知識を深め、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を習慣づけていくことにより、社会全体の交通安全水準のレベルアップを図っていくことが大切である。

〔事業計画の概要〕

1 地域・職場における交通安全講習会の開催

地域・職場における各種講習会や民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者に対する基本的なルール遵守の徹底、シートベルト（チャイルドシートを含む）及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、信号無視及び飲酒運転等の重大事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転やめいわく駐車の防止等を中心に自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成するため、交通安全講習会を積極的に開催する。加えて、特定小型原動機付自転車の交通ルール周知に向けた広報啓発活動を推進する。

また、大学生・専門学校生に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実に努める。

2 地域における交通安全組織と地域のリーダーの育成・指導

- (1) 交通安全協会、交通ボランティア等の民間の交通安全団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。
- (2) 青年、成人等を対象とした学級・講座等における交通安全教育の推進を図るため、公民館等の社会教育施設において諸活動を展開するとともに、PTA、婦人団体、青少年団、町内会等による実践活動を促進する。
- (3) 市町村、学校、交通安全協会等の交通安全活動団体における地域の交通安全リーダーの指導技能の向上を図るための研修会等を開催し、地域のリーダーとしての交通安全活動を支援・促進する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
細目	オ 成人に対する交通安全教育の推進	

〔方針・重点等〕

成人の交通社会への参加態様は様々であり、成人に対する交通安全教育が、大阪の交通モラルを形成する上で重要な部分を担っている。

このようなことから、全ての人が、いわば生涯教育の一環として交通安全に必要な技能と知識を深め、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を習慣づけていくことにより、社会全体の交通安全水準のレベルアップを図っていくことが大切である。

〔事業計画の概要〕

1 地域・職場における交通安全講習会の開催

地域・職場における各種講習会や民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者に対する基本的なルール遵守の徹底、シートベルト（チャイルドシートを含む）及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、信号無視及び飲酒運転等の重大事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転やめいわく駐車の防止等を中心に自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成するため、交通安全講習会を積極的に開催する。加えて、特定小型原動機付自転車の交通ルール周知に向けた広報啓発活動を推進するほか、自転車利用時の乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底をはじめとした基本的なルール遵守の徹底を図る。また、大学生・専門学校生に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実に努める。

2 地域における交通安全組織と地域のリーダーの育成・指導

- (1) 交通安全協会、交通ボランティア等の民間の交通安全団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。
- (2) 青年、成人等を対象とした学級・講座等における交通安全教育の推進を図るため、公民館等の社会教育施設において諸活動を展開するとともに、PTA、婦人団体、青少年団、町内会等による実践活動を促進する。
- (3) 市町村、学校、交通安全協会等の交通安全活動団体における地域の交通安全リーダーの指導技能の向上を図るための研修会等を開催し、地域のリーダーとしての交通安全活動を支援・促進する。

章	1 道路交通事故の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ア 交通安全運動の推進	

〔方針・重点等〕

府民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるための府民運動を展開する。

〔事業計画の概要〕

1 「交通マナーを高めよう！」府民運動の展開

大阪府交通対策協議会では、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、関係機関・団体が緊密に連携し、総力を挙げて府民運動を展開する。

(1) 運動の重点

- ア 交通死亡事故の防止
- イ めいわく駐車・放置自転車の追放
- ウ 公共交通の利用促進

(2) 府内一斉交通安全指導日

- ア ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 毎月8日
- イ 近畿交通安全デー・交通安全家庭の日 毎月15日
- ウ 高齢者交通事故ゼロの日 毎月15日
- エ シートベルト着用徹底の日 毎月15日
- オ ノーマイカーデー（めいわく駐車・放置自転車追放デー）毎月20日

※ただし日曜日及び祝日の場合は翌平日（平日には土曜日を含む）

(3) 全国統一行事

- ア 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日
- ~~イ シートベルトの日 4月10日~~
- ウ バイクの日 8月19日

(4) 主要行事計画

- ア 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- イ 夏の交通事故防止運動 7月1日～7月31日
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- エ 踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- オ 自転車マナーアップ強化月間 11月1日～11月30日
（駅前放置自転車クリーンキャンペーン）
- カ 年末の交通事故防止運動 12月1日～12月31日

2 家庭、地域、職域における自主的な交通安全実践活動の推進

- (1) 各種交通安全運動の機会等をとりえて、「我が家の交通安全目標」の設定を促進し、「交通安全は家庭から」の普及浸透を図る。
- (2) 地域における各種住民組織との連携、交通安全リーダーの養成などにより地域住民の交通安全意識の高揚につながるような交通安全大会、交通安全パトロール等の交通安全行事を地域ぐるみで展開する。

章	1 道路交通事故の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ア 交通安全運動の推進	

〔方針・重点等〕

府民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるための府民運動を展開する。

〔事業計画の概要〕

1 「交通マナーを高めよう！」府民運動の展開

大阪府交通対策協議会では、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、関係機関・団体が緊密に連携し、総力を挙げて府民運動を展開する。

(1) 運動の重点

- ア 交通死亡事故の防止
- イ めいわく駐車・放置自転車の追放
- ウ 公共交通の利用促進

(2) 府内一斉交通安全指導日

- ア ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 毎月8日
- イ 近畿交通安全デー・交通安全家庭の日 毎月15日
- ウ 高齢者交通事故ゼロの日 毎月15日
- エ シートベルト着用徹底の日 毎月15日
- オ ノーマイカーデー（めいわく駐車・放置自転車追放デー）毎月20日

※ただし日曜日及び祝日の場合は翌平日（平日には土曜日を含む）

(3) 全国統一行事

- ア 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日
- イ バイクの日 8月19日

(4) 主要行事計画

- ア 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- イ 夏の交通事故防止運動 7月1日～7月31日
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- エ 踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- オ 自転車マナーアップ強化月間 11月1日～11月30日
（駅前放置自転車クリーンキャンペーン）
- カ 年末の交通事故防止運動 12月1日～12月31日

2 家庭、地域、職域における自主的な交通安全実践活動の推進

- (1) 各種交通安全運動の機会等をとりえて、「我が家の交通安全目標」の設定を促進し、「交通安全は家庭から」の普及浸透を図る。
- (2) 地域における各種住民組織との連携、交通安全リーダーの養成などにより地域住民の交通安全意識の高揚につながるような交通安全大会、交通安全パトロール等の交通安全行事を地域ぐるみで展開する。

- (3) 安全運転管理者組織に働きかけて、事業所単位によるシートベルトの正しい着用の推進等事業所ぐるみによる自主的な交通安全実践活動を促進し、安全運転管理の強化を図る。

3 表彰制度の効果的な運用による交通安全意識の高揚

交通安全思想の普及啓発活動等に功績のあった個人、団体、事業所のほか、安全運転に努め、運転者の模範となった自動車運転者等に対する表彰制度を効果的に運用し、交通安全についての認識を深めさせるとともに、交通安全活動の実践と参加を促進する。

- (1) 優良自動車運転者表彰（大阪府警察本部：令和5年度）
292人
- (2) 交通安全功労者表彰（大阪府交通対策協議会：令和5年度）
8人

- (3) 安全運転管理者組織に働きかけて、事業所単位によるシートベルトの正しい着用の推進等事業所ぐるみによる自主的な交通安全実践活動を促進し、安全運転管理の強化を図る。

3 表彰制度の効果的な運用による交通安全意識の高揚

交通安全思想の普及啓発活動等に功績のあった個人、団体、事業所のほか、安全運転に努め、運転者の模範となった自動車運転者等に対する表彰制度を効果的に運用し、交通安全についての認識を深めさせるとともに、交通安全活動の実践と参加を促進する。

- (1) 優良自動車運転者表彰（大阪府警察本部：令和6年度）
384人
- (2) 交通安全功労者表彰（大阪府交通対策協議会：令和6年度）
0人

会を活用した自転車安全教育の実施や安全利用情報の提供を推進するとともに、提供情報の工夫、改善にも取り組む。

7 乗車用ヘルメット着用の徹底

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務となったことを受け、自転車事故及びヘルメットの着用率の実態やヘルメットの被害軽減効果について、交通安全教育、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進し、幼児、児童の保護者及び高齢者を含めた全ての自転車利用者に対し、自転車に乗車する際のヘルメット着用を促進していく。

8 自転車運転者講習制度の周知

平成27年6月に道路交通法が改正され、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に講習の受講を義務付ける制度が新設された。

受講命令に従わない違反者には5万円の罰金が科されることとなっており、引き続き本制度についての周知と適切な運用を行うことで、自転車運転者に対する安全意識の向上、交通ルールの周知徹底を図っていく。

9 自転車安全教室実施状況（令和5年中）

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	その他	合計
回数	19	976	186	117	831	631	2,760
人数	1,601	112,370	37,824	38,256	28,852	44,876	263,779

10 その他、令和5年度における取組

- ・自転車マナーアップ運動の実施
- ・自転車利用者の乗車用ヘルメットに関する着用率調査結果に基づいた広報啓発活動の実施
- ・シルバー人材センター等と協働した安全講習の実施
- ・自転車関連企業と連携した広報啓発活動の実施
- ・ライフステージに応じた安全教育の充実化に向けた検討

会を活用した自転車安全教育の実施や安全利用情報の提供を推進するとともに、提供情報の工夫、改善にも取り組む。

7 乗車用ヘルメット着用の徹底

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務となったことを受け、自転車事故及びヘルメットの着用率の実態やヘルメットの被害軽減効果について、交通安全教育、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進し、幼児、児童の保護者及び高齢者を含めた全ての自転車利用者に対し、自転車に乗車する際のヘルメット着用を促進していく。

8 改正道路交通法を踏まえた交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの意識向上

令和6年11月1日から、自転車運転中の携帯電話使用等の罰則が強化され、酒気帯び運転等の罰則が新たに整備されたことを踏まえ、改正道路交通法の周知を始め、基本的な交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図り、交通安全意識の向上を図っていく。

9 自転車運転者講習制度の周知

平成27年6月に道路交通法が改正され、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に講習の受講を義務付ける制度が新設された。

受講命令に従わない違反者には5万円の罰金が科されることとなっており、引き続き本制度についての周知と適切な運用を行うことで、自転車運転者に対する安全意識の向上、交通ルールの周知徹底を図っていく。

10 自転車安全教室実施状況（令和6年中）

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	その他	合計
回数	26	994	175	104	836	700	2835
人数	2,859	101,075	41,239	40,227	25,988	48,263	259,651

11 その他、令和6年度における取組

- ・自転車マナーアップ運動の実施
- ・自転車利用者の乗車用ヘルメットに関する着用率調査結果に基づいた広報啓発活動の実施
- ・シルバー人材センター等と協働した安全講習の実施
- ・自転車関連企業等と連携した広報啓発活動の実施
- ・ライフステージに応じた安全教育の充実化に向けた検討

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ケ 効果的な広報の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 家庭、学校、地域、職場等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、日常生活に密着した交通安全広報を推進し、交通安全に対する関心を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの高揚を図る。
- 2 報道機関、民間団体等に対して、交通安全に関する資料・情報を適時適切に提供し、その効果的な活用に努めるとともに、自主的な広報活動を促進する。
- 3 各種交通安全運動の機会をとらえて、交通事故の実態、悲惨さ、重大性等安全意識の高揚につながる広報を展開するとともに、交通安全対策事業の必要性について広報活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 交通事故実態を踏まえた交通安全広報の推進
 - (1) リーフレット・チラシ等各種啓発資料の作成・配布
 - (2) 広報紙・機関紙（誌）の活用
 - (3) 道路情報ラジオの活用及び街頭広報・スポット放送の展開
 - (4) ポスター・立看板・横断幕・懸垂幕等の掲出
 - (5) 新聞・ラジオ・回覧板等の家庭向け広報媒体の活用
 - (6) ホームページの活用
 - (7) YouTube・LINE・インスタグラム等のSNSの活用
- 2 報道機関・民間団体等の自主的な交通安全広報活動の促進
交通事故実態を踏まえ、交通安全に関する資料・情報の提供を積極的に行う。
- 3 広報テーマの設定
各種交通安全行事に対応した広報テーマを設定し、効果的な広報活動を展開する。
- 4 小学生を対象とした広報活動の実施（近畿地方整備局）
地域の小学生を対象に、出前講座を実施し、交通安全に対する意識を高め、交通安全対策事業への意識高揚を図る。
- 5 地域における広報啓発活動等の実施
地域安全センター（地域における防犯ボランティア活動の拠点）等を活用して、地域が一体となって、交通安全に関する広報啓発活動や交差点等での保護誘導活動を行う。（大阪府）
※地域安全センター設置小学校区数（令和6年4月時点合計）：962小学校区

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ケ 効果的な広報の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 家庭、学校、地域、職場等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、日常生活に密着した交通安全広報を推進し、交通安全に対する関心を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの高揚を図る。
- 2 報道機関、民間団体等に対して、交通安全に関する資料・情報を適時適切に提供し、その効果的な活用に努めるとともに、自主的な広報活動を促進する。
- 3 各種交通安全運動の機会をとらえて、交通事故の実態、悲惨さ、重大性等安全意識の高揚につながる広報を展開するとともに、交通安全対策事業の必要性について広報活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 交通事故実態を踏まえた交通安全広報の推進
 - (1) リーフレット・チラシ等各種啓発資料の作成・配布
 - (2) 広報紙・機関紙（誌）の活用
 - (3) 道路情報ラジオの活用及び街頭広報・スポット放送の展開
 - (4) ポスター・立看板・横断幕・懸垂幕等の掲出
 - (5) 新聞・ラジオ・回覧板等の家庭向け広報媒体の活用
 - (6) ホームページの活用
 - (7) YouTube・LINE・インスタグラム等のSNSの活用
- 2 報道機関・民間団体等の自主的な交通安全広報活動の促進
交通事故実態を踏まえ、交通安全に関する資料・情報の提供を積極的に行う。
- 3 広報テーマの設定
各種交通安全行事に対応した広報テーマを設定し、効果的な広報活動を展開する。
- 4 小学生を対象とした広報活動の実施（近畿地方整備局）
地域の小学生を対象に、出前講座を実施し、交通安全に対する意識を高め、交通安全対策事業への意識高揚を図る。
- 5 地域における広報啓発活動等の実施
地域安全センター（地域における防犯ボランティア活動の拠点）等を活用して、地域が一体となって、交通安全に関する広報啓発活動や交差点等での保護誘導活動を行う。（大阪府）
※地域安全センター設置小学校区数（令和7年4月時点合計）：960小学校区

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	コ その他の普及啓発活動の推進	

〔方針・重点等〕

「交通事故・違反の抑止」「交通マナーの向上」「運転管理者による管理の意識付け」を目的として、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会の主催による無事故・無違反チャレンジコンテストを実施し、事業所等の参加を奨励する。
このほか、あらゆる機会を通じて、府民の交通安全意識の高揚と交通安全の自助努力の習慣化を働きかける。

〔事業計画の概要〕

- 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会主催）
 - 交通事故・違反防止活動
事業所の運転者及び従業員を対象とした、交通事故・違反の防止並びに模範運転の実践活動を積極的に展開する。
 - 交通安全意識の高揚活動
事業所が一体となった実践的な安全教育・広報活動等を実施し、併せて地域における交通安全大会等への参加活動を促進する。
 - コンテスト参加車両の表示
参加運転者の使用車両にステッカーを表示させ、参加意識・模範運転の高揚等を図る。

○第18回(令和5年度) 無事故・無違反チャレンジコンテスト

主催団体	参加事業所等	
	事業所数	人員
大阪府無事故・無違反 チャレンジコンテスト実行会	2,377	92,873

- 電動モビリティに関する交通ルールの周知徹底
特定小型原動機付自転車を始めとする電動モビリティに関する交通ルールについて、関係機関や販売店等と連携し、周知徹底に向けた広報啓発を推進する。

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	コ その他の普及啓発活動の推進	

〔方針・重点等〕

「交通事故・違反の抑止」「交通マナーの向上」「運転管理者による管理の意識付け」を目的として、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会の主催による無事故・無違反チャレンジコンテストを実施し、事業所等の参加を奨励する。
このほか、あらゆる機会を通じて、府民の交通安全意識の高揚と交通安全の自助努力の習慣化を働きかける。

〔事業計画の概要〕

- 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会主催）
 - 交通事故・違反防止活動
事業所の運転者及び従業員を対象とした、交通事故・違反の防止並びに模範運転の実践活動を積極的に展開する。
 - 交通安全意識の高揚活動
事業所が一体となった実践的な安全教育・広報活動等を実施し、併せて地域における交通安全大会等への参加活動を促進する。
 - コンテスト参加車両の表示
参加運転者の使用車両にステッカーを表示させ、参加意識・模範運転の高揚等を図る。

○第19回(令和6年度) 無事故・無違反チャレンジコンテスト

主催団体	参加事業所等	
	事業所数	人員
大阪府無事故・無違反 チャレンジコンテスト実行会	2,352	90,872

- 電動モビリティに関する交通ルールの周知徹底
特定小型原動機付自転車を始めとする電動モビリティに関する交通ルールについて、関係機関や販売店等と連携し、周知徹底に向けた広報啓発を推進する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	

〔方針・重点等〕

- 1 指定自動車教習所における教習内容等の充実
 - (1) 指定自動車教習所としての社会的責任を果たすため、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習内容及び教習技法の充実を図るとともに、指導員等の資質の向上に努め、教習水準を高める。
 - (2) 指定自動車教習所の教習水準に関する情報を府民へ提供するように努める。
- 2 取得時講習の効果的な推進
効果的な取得時講習が実施されるよう指導員等に対する教養を推進し、講習に対する指導・監督を行う。

(令和5年中)

対 象／区 分	受 講 者 数
副 管 理 者	165
教 習 指 導 員 (みなし教習指導員を含む)	627
技 能 検 定 員	708
計	1,500

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	

〔方針・重点等〕

- 1 指定自動車教習所における教習内容等の充実
 - (1) 指定自動車教習所としての社会的責任を果たすため、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習内容及び教習技法の充実を図るとともに、指導員等の資質の向上に努め、教習水準を高める。
 - (2) 指定自動車教習所の教習水準に関する情報を府民へ提供するように努める。
- 2 取得時講習の効果的な推進
効果的な取得時講習が実施されるよう指導員等に対する教養を推進し、講習に対する指導・監督を行う。

(令和6年中)

対 象／区 分	受 講 者 数
副 管 理 者	161
教 習 指 導 員 (みなし教習指導員を含む)	627
技 能 検 定 員	683
計	1,471

9 「特定小型原動機付自転車運転者講習」については、特定小型原動機付自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること、受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。

10 「自転車運転者講習」については、自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせ、自転車の交通ルール遵守の必要性や受講者自らの運転行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。

〔各種講習の実施状況等（令和5年中）〕

1 更新時講習実施状況

区 分		受講者数（人）
更新時 講 習	優良運転者講習	588,393
	一般運転者講習	161,507
	違反運転者講習	140,084
	初回更新者講習	80,578
特定任意講習		244
計		970,806

2 高齢者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
高齢者講習	154,987
臨時高齢者講習	18
計	155,005

9 「特定小型原動機付自転車運転者講習」については、特定小型原動機付自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること、受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。

10 「自転車運転者講習」については、自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせ、自転車の交通ルール遵守の必要性や受講者自らの運転行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。

〔各種講習の実施状況等（令和6年中）〕

1 更新時講習実施状況

区 分		受講者数（人）
更新時 講 習	優良運転者講習	610,844
	一般運転者講習	160,515
	違反運転者講習	129,530
	初回更新者講習	82,251
特定任意講習		255
計		983,395

2 高齢者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
高齢者講習	157,942
臨時高齢者講習	19
計	157,961

3 違反者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
社会参加型	2,568
実車型	3,290
計	5,858

4 停止処分者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
短期講習	8,802
中期講習	1,790
長期講習	2,048
計	12,640

5 再取得（取消処分者）講習実施状況

区 分	受講者数（人）
普通免許	1,578
二輪・原付免許	241
計	1,819

6 初心運転者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
準中型免許	16
普通免許	904
大型二輪	22
普通二輪	291
原 付	330
計	1,563

3 違反者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
社会参加型	2,421
実車型	3,266
計	5,687

4 停止処分者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
短期講習	8,212
中期講習	1,645
長期講習	1,600
計	11,457

5 再取得（取消処分者）講習実施状況

区 分	受講者数（人）
普通免許	1,377
二輪・原付免許	255
計	1,632

6 初心運転者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
準中型免許	27
普通免許	976
大型二輪	23
普通二輪	384
原 付	356
計	1,766

7 特定小型原動機付自転車講習実施状況

区 分	受講者数（人）
特定小型原動機付自転車 運転者講習	0

8 自転車運転者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
自転車運転者講習	65

9 運転免許取得者等教育認定状況

区 分	認定数（箇所）	課程数（課程）
1号課程	24	28
2号課程	6	8
3号課程	24	24
4号課程	6	6
5号課程	4	4
6号課程	6	10
7号課程	1	1
8号課程	20	28

10 運転免許取得者等検査認定状況

区 分	認定数（箇所）
1号（認知機能検査同等方法）	24
2号（運転技能検査同等方法）	24

7 特定小型原動機付自転車講習実施状況

区 分	受講者数（人）
特定小型原動機付自転車 運転者講習	33

8 自転車運転者講習実施状況

区 分	受講者数（人）
自転車運転者講習	132

9 運転免許取得者等教育認定状況

区 分	認定数（箇所）	課程数（課程）
1号課程	24	28
2号課程	6	8
3号課程	24	24
4号課程	6	6
5号課程	4	4
6号課程	6	10
7号課程	1	1
8号課程	20	28

10 運転免許取得者等検査認定状況

区 分	認定数（箇所）
1号（認知機能検査同等方法）	24
2号（運転技能検査同等方法）	24

6 2024 OSAKA 二輪車セーフティチャレンジの実施

二輪車関連企業・団体・販売事業者等と連携し、二輪車の運転者が一定期間無事故・無違反にチャレンジする「2024 OSAKA 二輪車セーフティチャレンジ」を実施することで、二輪車の運転者の交通安全意識の高揚を図る。

○二輪車の安全運転講習実施状況

(令和5年中)

種 別		回 数	受講者
取得時講習	新規原付免許取得者に対する取得時講習	531	10,130
二輪車安全運転講習等		7	216

6 2025 OSAKA 二輪車セーフティチャレンジの実施

二輪車関連企業・団体・販売事業者等と連携し、二輪車の運転者が一定期間無事故・無違反にチャレンジする「2025 OSAKA 二輪車セーフティチャレンジ」を実施することで、二輪車の運転者の交通安全意識の高揚を図る。

○二輪車の安全運転講習実施状況

(令和6年中)

種 別		回 数	受講者
取得時講習	新規原付免許取得者に対する取得時講習	738	10,384
二輪車安全運転講習等		8	250

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	Ⅰ 高齢運転者対策の充実	

〔方針・重点等〕

高齢運転者の交通事故防止対策を推進するため、高齢運転者及びその家族に対し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行うとともに、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習をはじめとするあらゆる機会を通じて、加齢に伴う身体機能の低下等が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があることについて理解させる交通安全教育を推進する。
- 2 75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び75歳以上で一定の違反歴のある運転者に対する運転技能検査について、適正な検査が行われるよう、実施機関の指導監督に努める。
- 3 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、円滑な実施のための取組を推進する。
- 4 認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を速やかに行う。
- 5 関係機関・団体等と連携し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車について、各種機会を活用した普及啓発に努める。
- 6 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度について、積極的な広報に努めるとともに、自治体等と連携し、自主返納した高齢者等に対する支援施策の充実を図るなど、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
- 7 高齢者やその家族から、安全運転相談をはじめとする各種相談等を受理した際は、本人の特性や心情に配慮した適切な対応に努める。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	Ⅰ 高齢運転者対策の充実	

〔方針・重点等〕

高齢運転者の交通事故防止対策を推進するため、高齢運転者及びその家族に対し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行うとともに、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習をはじめとするあらゆる機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があることについて理解させる交通安全教育を推進する。
- 2 75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び75歳以上で一定の違反歴のある運転者に対する運転技能検査について、適正な検査が行われるよう、実施機関の指導監督に努める。
- 3 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、円滑な実施のための取組を推進する。
- 4 認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を速やかに行う。
- 5 関係機関・団体等と連携し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車について、各種機会を活用した普及啓発に努める。
- 6 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度について、積極的な広報に努めるとともに、自治体等と連携し、自主返納した高齢者等に対する支援施策の充実を図るなど、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
- 7 高齢者やその家族から、安全運転相談をはじめとする各種相談等を受理した際は、本人の特性や心情に配慮した適切な対応に努める。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	キ 自動車運転代行業の指導育成等	

〔方針・重点等〕

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

〔事業計画の概要〕

「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」（平成20年2月7日警察庁・国土交通省）及び「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

自動車運転代行業者の申請・認定状況（令和5年中）

区 分	件 数		
		法 人	個 人
認 定	13	2	11
認定証の返納	13	2	11
営業所の総数	197	26	171

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 大 阪 府
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	キ 自動車運転代行業の指導育成等	

〔方針・重点等〕

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

〔事業計画の概要〕

「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」（平成20年2月7日警察庁・国土交通省）及び「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

自動車運転代行業者の申請・認定状況（令和6年中）

区 分	件 数		
		法 人	個 人
認 定	16	6	10
廃業	18	1	17
営業所の総数	195	31	164

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	

〔方針・重点等〕

自動車運送事業者に対し、適性診断認定機関の適性診断を積極的に活用するよう働きかける。

〔事業計画の概要〕

運輸事業振興助成交付金に係る事業により適性診断認定機関が実施する運転者適性診断受診料補助を有効に活用し、安全運行の確保に努めるよう指導する。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	2 安全運転の確保	
項目	(1) 運転者教育等の充実	
細目	ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	

〔方針・重点等〕

自動車運送事業者に対し、適性診断認定機関の適性診断を積極的に活用するよう働きかける。

〔事業計画の概要〕

運輸事業振興助成交付金における運転者適性診断受診料の助成により、適性診断認定機関が実施する運転者適性診断の受診を促し、安全運行の確保に努めるよう指導する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	2 安全運転の確保	
項目	(2) 運転免許制度の改善	

〔方針・重点等〕

- 1 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者や運転に不安を感じる高齢者等に適切に対応するため、令和元年11月22日より運用が開始された全国統一の安全運転相談ダイヤル「#8080」の周知に努め、運転適性相談窓口配置された医療系職員による運転適性相談の充実・強化を図る。
- 2 聴覚障がい者が円滑に各種手続きや講習等を受けられるよう、通訳人の依頼や筆談器を活用し、受け入れ体制の充実・強化を図る。
- 3 運転免許取得希望者及び運転免許保有者で運転練習をしようとする者を対象に、門真運転免許試験場のコースを開放し運転練習機会の拡大を図る。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	2 安全運転の確保	
項目	(2) 運転免許制度の改善	

〔方針・重点等〕

- 1 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者や運転に不安を感じる高齢者等に適切に対応するため、令和元年11月22日より運用が開始された全国統一の安全運転相談ダイヤル「#8080」の周知に努め、安全運転相談窓口配置された医療系職員による運転適性相談の充実・強化を図る。
- 2 聴覚障がい者が円滑に各種手続きや講習等を受けられるよう、通訳人の依頼や筆談器を活用し、受け入れ体制の充実・強化を図る。
- 3 運転免許取得希望者及び運転免許保有者で運転練習をしようとする者を対象に、門真運転免許試験場のコースを開放し運転練習機会の拡大を図る。

章	1 道路交通の安全	近畿管区警察局 大阪管区気象台 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大 阪 市 西日本旅客鉄道㈱
節	2 安全運転の確保	
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実	
細目	ア 気象情報等の充実	

〔方針・重点等〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報内容の充実と効果的利用を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警戒体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

1 気象警報等の情報提供

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページ等を通じて道路利用者に周知する。さらに、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

2 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等の情報提供

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、気象情報伝送処理システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

＜緊急地震速報の「利用の心得」から、「自動車運転中の対応事例」を抜粋＞

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

3 南海トラフ地震に関連する情報の提供

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、気象情報伝送システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に通知する。

章	1 道路交通の安全	近畿管区警察局 大阪管区気象台 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大 阪 市 西日本旅客鉄道㈱
節	2 安全運転の確保	
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実	
細目	ア 気象情報等の充実	

〔方針・重点等〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報内容の充実と効果的利用を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警戒体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

1 気象警報等の情報提供

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページ等を通じて道路利用者に周知する。さらに、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

2 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報、地震情報等の情報提供

地震・津波・**火山**による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報、地震情報等を発表し、気象情報伝送処理システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

＜緊急地震速報の「利用の心得」から、「自動車運転中の対応事例」を抜粋＞

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

3 南海トラフ地震に関連する情報の提供

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が**平常時と比べて**相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、気象情報伝送システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に通知する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	

〔方針・重点等〕

- 1 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を重点的に実施する。
- 2 高齢者や障がい者等を含めたすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。
- 3 最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、公安委員会と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 生活道路における交通安全対策の推進
 - (1) 公安委員会
 - ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化、道路管理者と連携して「ゾーン30プラス」を推進
 - イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等
 - (2) 道路管理者
 - ア 幹線道路対策
交差点改良、歩道等の整備、道路照明灯の整備
 - イ ゾーン対策
路側帯のカラー化
 - ウ 経路対策
路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備
- 2 通学路等における交通安全対策の確保
通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等を継続的に行うとともに、平成24年及び令和3年の通学路の緊急合同点検、令和元年の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
歩道等の整備、路側帯のカラー化、注意喚起の路面表示、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路であることを示す表示（スクールゾーン・キッズゾーン）、防護柵の設置など、現地の実情に応じた必要な対策を実施する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	

〔方針・重点等〕

- 1 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を重点的に実施する。
- 2 高齢者や障がい者等を含めたすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。
- 3 最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、公安委員会と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 生活道路における交通安全対策の推進
 - (1) 公安委員会
 - ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化、道路管理者と連携して「ゾーン30プラス」を推進
 - イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等
 - (2) 道路管理者
 - ア 幹線道路対策
交差点改良、歩道等の整備、道路照明灯の整備
 - イ ゾーン対策
路側帯のカラー化
 - ウ 経路対策
路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備
- 2 通学路等における交通安全対策の確保
通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等を継続的に行うとともに、平成24年及び令和3年の通学路の緊急合同点検、令和元年の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、公安委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
歩道等の整備、路側帯のカラー化、注意喚起の路面表示、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路であることを示す表示（スクールゾーン・キッズゾーン）、防護柵の設置など、現地の実情に応じた必要な対策を実施する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 基本的な交通の安全を確保するため、広域幹線道路から身近な生活道路に至るネットワークによって、適切に機能が分担されるよう、道路の体系的な整備を推進する。
- 2 交通事故等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保に努める。
 - (1) 歩行者や自転車利用者の安全確保を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅や道路の改築事業を推進
 - (2) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点改良等を推進
- 3 一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進するとともに、死傷事故の減少を図るため、高規格幹線道路等のネットワークの整備を推進する。また、高規格幹線道路等のサービスを拡充するなど、より利用しやすい環境となるよう取り組む。
- 4 事故危険箇所について、警察及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 5 「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を踏まえ、直轄国道において、交通安全等に係る局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた「成果を上げるマネジメント」の取組を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 事故危険箇所対策の推進

現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら事業の推進にあたる。

 - ア 交差点改良
 - イ 視線誘導標の設置
 - ウ 区画線の設置、更新
 - エ 道路標識や啓発看板の整備
 - オ 直轄国道の交通安全事業について、地方公共団体あるいは第三者委員会（大阪府道路交通環境安全推進連絡会議）等からの意見を踏まえつつ、課題の把握・要対策区間の特定・公表を行い、課題の原因分析及び対策立案、対策案の決定というプロセスを経て、対策に着手する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 基本的な交通の安全を確保するため、広域幹線道路から身近な生活道路に至るネットワークによって、適切に機能が分担されるよう、道路の体系的な整備を推進する。
- 2 交通事故等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保に努める。
 - (1) 歩行者や自転車利用者の安全確保を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅や道路の改築事業を推進
 - (2) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点改良等を推進
- 3 一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進するとともに、死傷事故の減少を図るため、高規格幹線道路等のネットワークの整備を推進する。また、高規格幹線道路等のサービスを拡充するなど、より利用しやすい環境となるよう取り組む。
- 4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 5 「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を踏まえ、直轄国道において、交通安全等に係る局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた「成果を上げるマネジメント」の取組を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 事故危険箇所対策の推進

現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら事業の推進にあたる。

 - ア 交差点改良
 - イ 視線誘導標の設置
 - ウ 区画線の設置、更新
 - エ 道路標識や啓発看板の整備
 - オ 直轄国道の交通安全事業について、地方公共団体あるいは第三者委員会（大阪府道路交通環境安全推進連絡会議）等からの意見を踏まえつつ、課題の把握・要対策区間の特定・公表を行い、課題の原因分析及び対策立案、対策案の決定というプロセスを経て、対策に着手する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 **警察**及び道路管理者が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進する。
- 2 生活道路においては、関係機関、団体等が連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより車両の速度抑制等を図り、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を目指す。
- 3 バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 5 交差点における交通量が多いことから、交通渋滞を来すなどの事情により道路交通環境の改善を行う必要性が高い地区を円滑化対策地区と指定し、交通の円滑を図るため、交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 6 地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 交通安全施設等整備事業の推進
社会資本整備重点計画(平成15年法律第20号)に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、**警察**及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。
- 2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - (1) 生活道路における交通安全対策の推進
 - ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化や、警察及び道路管理者が連携して「ゾーン30プラス」を推進。
 - イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等
 - (2) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	

〔方針・重点等〕

- 1 **公安委員会**及び道路管理者が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進する。
- 2 生活道路においては、関係機関、団体等が連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより車両の速度抑制等を図り、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を目指す。
- 3 バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 5 交差点における交通量が多いことから、交通渋滞を来すなどの事情により道路交通環境の改善を行う必要性が高い地区を円滑化対策地区と指定し、交通の円滑を図るため、交通安全施設等整備事業の推進を図る。
- 6 地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 交通安全施設等整備事業の推進
社会資本整備重点計画(平成15年法律第20号)に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、**公安委員会**及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。
- 2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - (1) 生活道路における交通安全対策の推進
 - ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化や、警察及び道路管理者が連携して「ゾーン30プラス」を推進。
 - イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等
 - (2) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。

バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等に対して必要な対策を行う。

- ア 歩行者、自転車の通行空間整備
- イ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ウ 歩道部分の段差改善・勾配の緩和

3 事故危険箇所対策の推進

現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら現地の状況に応じた安全対策を早期に実施し、交通事故防止に努める。

- ア 交差点改良
- イ 視線誘導標の設置
- ウ 区画線の設置、更新
- エ 道路標識や啓発看板の整備

4 円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進する。

また、バイパス道の整備、歩道が狭隘な踏切の速効対策、交差点改良を実施する。

5 自転車利用環境の整備

歩行者、自転車双方の安全を確保するために、自転車事故が多い区間等について自転車通行空間の整備に取り組んでいく。また整備に際して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示された自転車ネットワーク計画の策定を市町村へ促し、国、市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでいく。

令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の整備を推進していく。

6 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、「標識BOX」や「信号BOX」、「道の相談室」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等に対して必要な対策を行う。

- ア 歩行者、自転車の通行空間整備
- イ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ウ 歩道部分の段差改善・勾配の緩和

3 事故危険箇所対策の推進

現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら現地の状況に応じた安全対策を早期に実施し、交通事故防止に努める。

- ア 交差点改良
- イ 視線誘導標の設置
- ウ 区画線の設置、更新
- エ 道路標識や啓発看板の整備

4 円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進する。

また、バイパス道の整備、歩道が狭隘な踏切の速効対策、交差点改良を実施する。

5 自転車利用環境の整備

歩行者、自転車双方の安全を確保するために、自転車事故が多い区間等について自転車通行空間の整備に取り組んでいく。また整備に際して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示された自転車ネットワーク計画の策定を市町村へ促し、国、市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでいく。

令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の整備を推進していく。

6 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、「標識BOX」や「信号機BOX」、「道の相談室」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

章	1 道路交通安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	
細目	交通安全施設等の整備〔道路管理者所管分〕	

〔方針・重点等〕

- 1 道路交通安全と円滑を確保するため、事故危険箇所等について右折車線の付加、交差点改良等を積極的に推進する。
- 2 歩行者・自転車利用者の安全性と利便性の確保に配慮し、歩道や自転車通行空間の確保を図る。
- 3 高齢者及び障がい者等の安全で快適な通行に配慮した歩道等の整備を図る。
- 4 道路標識については、高輝度化、英語表示の併用等道路利用者の立場に立った整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 事業費（令和6年度当初）（単位：千円）

	近畿地方整備局	大阪府	大阪市	堺市	合計
事業費	1,256,000	2,149,000	838,450	147,700	4,391,150
1 種	857,000	2,011,000	642,450	77,100	3,587,550
2 種	399,000	138,000	196,000	70,600	803,600

- 注1 第1種、第2種の事業費は内数
2 管理費、維持費、修繕費等は含めていない

章	1 道路交通安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	
細目	交通安全施設等の整備〔道路管理者所管分〕	

〔方針・重点等〕

- 1 道路交通安全と円滑を確保するため、事故危険箇所等について右折車線の付加、交差点改良等を積極的に推進する。
- 2 歩行者・自転車利用者の安全性と利便性の確保に配慮し、歩道や自転車通行空間の確保を図る。
- 3 高齢者及び障がい者等の安全で快適な通行に配慮した歩道等の整備を図る。
- 4 道路標識については、高輝度化、英語表示の併用等道路利用者の立場に立った整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 事業費（令和7年度当初）（単位：千円）

	近畿地方整備局	大阪府	大阪市	堺市	合計
事業費	1,317,000	1,918,000	718,800	172,550	4,126,350
1 種	1,057,000	1,772,300	491,500	124,100	3,444,900
2 種	260,000	145,700	227,300	48,450	681,450

- 注1 第1種、第2種の事業費は内数
2 管理費、維持費、修繕費等は含めていない

2 交通安全施設等の整備							
種別 / 事業主体			近畿地整	大阪府	大阪市	堺 市	合 計
一 種 事 業	歩道	m	1,270	63,700	440	15	65,425
	自転車道	m	—	42,700	—	1,600	44,300
	横断歩道橋	箇所	1	—	—	—	1
	立体横断施設	箇所	—	—	—	—	—
	地下横断歩道	箇所	1	—	—	—	1
	中央帯	m	—	—	—	—	—
	交差点改良	箇所	1	9	—	1	11
	視距改良	箇所	—	—	—	—	—
二 種 事 業	道路照明	基	—	13	—	26	39
	防護柵	m	100	3,600	—	120	3,820
	道路標識	本	35	38	7	3	83
	区画線	k m	12.2	26.0	7.1	3.3	48.6
	視線誘導標	本	—	1,400	—	10	1,410
	地点標	本	—	—	—	—	—
	道路反射鏡	本	—	40	—	56	96
	道路情報提供装置	基	—	—	—	—	—
	道路情報ラジオ	箇所	—	—	—	—	—
	自転車駐車場	箇所	—	—	11	—	11
	自動車駐車場	箇所	—	—	—	—	—
	路外駐車場	箇所	—	—	—	—	—
	路上駐車場	箇所	—	—	—	—	—

注：自転車道には、自転車歩行者道及び自転車レーンを含む。

2 交通安全施設等の整備							
種別 / 事業主体			近畿地整	大阪府	大阪市	堺 市	合 計
一 種 事 業	歩道	m	1,270	34,500	170	460	36,400
	自転車道	m	—	26,800	—	2,600	29,400
	横断歩道橋	箇所	1	—	—	—	1
	立体横断施設	箇所	—	—	—	—	—
	地下横断歩道	箇所	1	—	—	—	1
	中央帯	m	—	—	—	—	—
	交差点改良	箇所	2	7	—	—	9
	視距改良	箇所	—	—	—	—	—
二 種 事 業	道路照明	基	—	13	—	10	23
	防護柵	m	80	4,100	3,090	217	7,487
	道路標識	本	22	41	69	2	134
	区画線	k m	10.5	25.2	5.9	3	44.6
	視線誘導標	本	—	1,610	—	8	1,618
	地点標	本	—	—	—	—	—
	道路反射鏡	本	—	40	1	52	93
	道路情報提供装置	基	—	—	—	—	—
	道路情報ラジオ	箇所	—	—	—	—	—
	自転車駐車場	箇所	—	—	13	—	13
	自動車駐車場	箇所	—	—	—	—	—
	路外駐車場	箇所	—	—	—	—	—
	路上駐車場	箇所	—	—	—	—	—

注：自転車道には、自転車歩行者道及び自転車レーンを含む。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(4) 高齢者等の移動手段の確保・充実	

〔方針・重点等〕

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

〔事業計画の概要〕

地域公共交通の活性化に向け、近畿運輸局などとも連携し、自治体の交通政策担当者を対象とした研修会などを開催し、地域公共交通に関する各自治体の先進的な取組や補助制度について情報提供を行うなど、法定協議会の設置をはじめとする地域の自主的な取組が行われるよう、取組意欲のある市町村を支援していく。

また、MaaS－実現に向けた鉄道事業者のキャッシュレス化の取組を支援するため、事業費の一部を補助するなど、MaaS普及促進のための取組を進める。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(4) 高齢者等の移動手段の確保・充実	

〔方針・重点等〕

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

〔事業計画の概要〕

地域公共交通の活性化に向け、近畿運輸局などとも連携し、自治体の交通政策担当者を対象とした研修会などを開催し、地域公共交通に関する各自治体の先進的な取組や補助制度について情報提供を行うなど、法定協議会の設置をはじめとする地域の自主的な取組が行われるよう、取組意欲のある市町村を支援していく。

また、鉄軌道・路線バス事業者が実施する、鉄道駅改札やバス車内のキャッシュレス対応機器の導入費用、路線バス結節駅におけるデジタルサイネージによる運行情報案内モニターの設置費用などに対し、その事業費の一部を補助するなど、公共交通による移動の利便性向上、利用促進のための取組を進める。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(5) 効果的な交通規制の推進	

〔方針・重点等〕

地域の特性及び道路の機能と構造等道路交通の実態に即した効果的な交通規制を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 地域の特性に応じた交通規制の推進

(1) 通過交通、地域交通並びに歩行者及び自転車利用者の用に供される道路等において、その道路の機能に応じた効果的な交通規制を推進する。

(2) 生活道路における各種ゾーン対策として、歩行者、自転車利用者、高齢者及び障がい者等の安全確保を重点に、地域住民の意見を反映しつつ、地域特性に応じた効果的な交通規制を推進する。

2 より合理的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

(1) 最高速度規制については、**規制**が交通実態にあった合理的なものとなっているか点検・見直しを行い、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、**規制速度の引上げ**、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

(2) 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

(3) 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

3 高速道路における交通規制の推進

(1) 既供用区間について、交通流の変動及び交通事故・交通渋滞の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制を検討する。

(2) 交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即した通行規制、最高速度規制等の交通規制を実施し、二次障害の防止を図る。

(3) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、道路管理者である独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の指示の下、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を実施するとともに、必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。

交通規制を伴う工事をする場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(5) 効果的な交通規制の推進	

〔方針・重点等〕

地域の特性及び道路の機能と構造等道路交通の実態に即した効果的な交通規制を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 地域の特性に応じた交通規制の推進

(1) 通過交通、地域交通並びに歩行者及び自転車利用者の用に供される道路等において、その道路の機能に応じた効果的な交通規制を推進する。

(2) 生活道路における各種ゾーン対策として、歩行者、自転車利用者、高齢者及び障がい者等の安全確保を重点に、地域住民の意見を反映しつつ、地域特性に応じた効果的な交通規制を推進する。

2 より合理的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

(1) 最高速度規制については、交通実態にあった合理的なものとなっているか点検・見直しを行い、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、**最高速度規制の見直し**、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

(2) 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

(3) 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

3 高速道路における交通規制の推進

(1) 既供用区間について、交通流の変動及び交通事故・交通渋滞の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制を検討する。

(2) 交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即した通行規制、最高速度規制等の交通規制を実施し、二次障害の防止を図る。

(3) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、道路管理者である独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の指示の下、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を実施するとともに、必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。

交通規制を伴う工事をする場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(6) 自転車通行空間整備	

〔方針・重点等〕

1 自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に位置付けている自転車通行環境に関する各種施策を推進する。

2 自転車・歩行者双方の安全を確保するため、自転車車道通行の原則に基づいた自転車通行空間の確保を図る。
また、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの安全を確保する上でも、自転車の交通秩序の整序化を推進する。

3 自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

4 放置自転車の多い駅周辺において、自転車等駐車場の整備促進を図るとともに、鉄道駅周辺の自転車等の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の協力体制等を勘案しながら、放置自転車等の整理・撤去を推進する。

5 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 自転車通行環境の整備
自転車関連事故や自転車交通量の多い箇所等を対象に、道路管理者と警察が連携し、地域の課題やニーズに応じて、路面表示などによる自転車通行空間の確保を推進するとともに、道路空間の再配分による安全で快適な自転車ネットワークの整備を促進する。

2 放置自転車等対策

(1) 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強力に推進する。
・「自転車マナーアップ強化月間」の一環として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施（11月）

(2) 駅前広場、道路等の良好な環境を保持し、その機能の低下を防止するため、放置自転車等の整理・撤去を推進する。

(3) 放置自転車等に関する条例の制定を推進する。
ア 制定 33市6町
イ 未制定 3町1村 （令和5年12月現在）

(4) 駅周辺自転車の放置状況及び駐車場の設置状況に関する調査を実施し、対策を講じるうえでの基礎資料とする。
ア 放置駅数 13駅
イ 放置台数 2,979台
注：1 駅について、放置自転車100台以上を集計
（令和3年度駅周辺における放置自転車等の実態調査結果）

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(6) 自転車通行空間整備	

〔方針・重点等〕

- 1 自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に位置付けている自転車通行環境に関する各種施策を推進する。
- 2 自転車・歩行者双方の安全を確保するため、自転車車道通行の原則に基づいた自転車通行空間の確保を図る。
また、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの安全を確保する上でも、自転車の交通秩序の整序化を推進する。
- 3 自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。
- 4 放置自転車の多い駅周辺において、自転車等駐車場の整備促進を図るとともに、鉄道駅周辺の自転車等の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の協力体制等を勘案しながら、放置自転車等の整理・撤去を推進する。
- 5 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

- 1 自転車通行環境の整備
自転車関連事故や自転車交通量の多い箇所等を対象に、道路管理者と警察が連携し、地域の課題やニーズに応じて、路面表示などによる自転車通行空間の確保を推進するとともに、道路空間の再配分による安全で快適な自転車ネットワークの整備を促進する。
- 2 放置自転車等対策
 - (1) 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強力に推進する。
・「自転車マナーアップ強化月間」の一環として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施（11月）
 - (2) 駅前広場、道路等の良好な環境を保持し、その機能の低下を防止するため、放置自転車等の整理・撤去を推進する。
 - (3) 放置自転車等に関する条例の制定を推進する。
ア 制定 33市6町
イ 未制定 3町1村 （令和5年12月現在）
 - (4) 駅周辺自転車の放置状況及び駐車場の設置状況に関する調査を実施し、対策を講じるうえでの基礎資料とする。
ア 放置駅数 14駅
イ 放置台数 3,208台
注：1 駅について、放置自転車100台以上**放置のある駅の数値のみ**を集計
（令和5年度駅周辺における放置自転車等の実態調査結果）

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(8) 交通需要マネジメントの推進	

〔方針・重点等〕

慢性的な交通渋滞や違法駐車等を改善し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス道の整備や交差点改良等による交通容量の拡大とともに、鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換の促進や物流の輸送効率の向上等交通需要そのものの軽減と時間的・空間的平準化のための対策を積極的に推進する。また、ノーマイカーデーにおける各機関の自主的な取組の促進及び全府民に対する広報啓発活動を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 公共交通機関利用の促進

(1) 鉄道網の整備・充実

ア 新線建設

公共交通戦略路線の推進

(なにわ筋線、大阪モノレール延伸等)

イ 駅施設等の改善

エレベーターの整備等の推進を図る。

(2) 公共交通機関利用の促進

ア バス専用(優先)レーンの検討、公共交通優先システム(PTPS)の整備によるバス運行の定時性の確保等により、利便性の向上を図る。

イ ウェブサイトや携帯サイト等を活用して、鉄道からバスへの乗り換えに関する情報(のりば案内、料金、時刻表、路線図)など公共交通の利便性向上のための情報提供の充実を図る。

ウ 駅構内などにおいて、利用者の視点に立った乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実など公共交通の乗り継ぎ利便性を改善するための取組を進める。

(3) モビリティ・マネジメントの推進

府民や企業とともに、一人ひとりが社会にも個人にも望ましい車の使い方を考える取組(モビリティ・マネジメント)を推進する。

(4) 駅を起終点とする多様な交通手段に関する情報提供

路線バス、パーク＆ライド、レンタサイクルなど、駅を起終点とする多様な交通手段に関する各種情報を、ウェブサイトで提供し、さらなる利用を促進する。

(5) 便利・お得な乗車券の導入

交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa(ピタパ)及びプリペイド型ICカードICOCA(イコカ)など。

(6) MaaSの普及促進MaaS実現に向けた鉄道事業者のキャッシュレス化の取組を支援するため、事業費の一部を補助するなど、MaaS普及促進のための取組を進める。

2 自動車利用の効率化

自動車交通総量の無秩序な増加抑制、特にマイカー通勤、業務用車両の持ち帰りの削減等を働きかける。

また、物流ターミナルなど、効率的な物流交通への誘導を図る基盤整備を推進するとともに、効率的な集配送システムの構築を促進する。

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(8) 交通需要マネジメントの推進	

〔方針・重点等〕

慢性的な交通渋滞や違法駐車等を改善し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス道の整備や交差点改良等による交通容量の拡大とともに、鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換の促進や物流の輸送効率の向上等交通需要そのものの軽減と時間的・空間的平準化のための対策を積極的に推進する。また、ノーマイカーデーにおける各機関の自主的な取組の促進及び全府民に対する広報啓発活動を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 公共交通機関利用の促進

(1) 鉄道網の整備・充実

ア 新線建設

公共交通戦略路線の推進

(なにわ筋線、大阪モノレール延伸等)

イ 駅施設等の改善

エレベーターの整備等の推進を図る。

(2) 公共交通機関利用の促進

ア バス専用(優先)レーンの検討、公共交通優先システム(PTPS)の整備によるバス運行の定時性の確保等により、利便性の向上を図る。

イ ウェブサイトや携帯サイト等を活用して、鉄道からバスへの乗り換えに関する情報(のりば案内、料金、時刻表、路線図)など公共交通の利便性向上のための情報提供の充実を図る。

ウ 駅構内などにおいて、利用者の視点に立った乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実など公共交通の乗り継ぎ利便性を改善するための取組を進める。

(3) モビリティ・マネジメントの推進

府民や企業とともに、一人ひとりが社会にも個人にも望ましい車の使い方を考える取組(モビリティ・マネジメント)を推進する。

(4) 駅を起終点とする多様な交通手段に関する情報提供

路線バス、パーク＆ライド、レンタサイクルなど、駅を起終点とする多様な交通手段に関する各種情報を、ウェブサイトで提供し、さらなる利用を促進する。

(5) 便利な乗車券の導入

交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa(ピタパ)及びプリペイド型ICカードICOCA(イコカ)など。

(6) MaaSの普及促進

経済団体や交通関係団体、地方公共団体などで構成される関西MaaS推進連絡会議などを通じて、MaaSのさらなる普及促進に向けた取組を進める。

(7) 公共交通機関利用者に対する受入環境整備

鉄軌道・路線バス事業者が実施する、鉄道駅改札やバス車内のキャッシュレス対応機器の導入費用、路線バス結節駅におけるデジタルサイネージによる運行情報案内モニターの設置費用などに対し、その事業費の一部を補助するなど、公共交通による移動の利便性向上、利用促進のための取組を進める。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(10) 総合的な駐車対策の推進	
細目	イ 違法駐車対策の推進	

〔方針・重点等〕

違法駐車取締活動の推進

〔事業計画の概要〕

- 1 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化
交差点及びその直近、横断歩道、バス停留所等における駐車、二重駐車等交通事故又は交通渋滞の要因となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対して重点的に取締りを実施する。
また、駐車車両の影響により交通事故が多発する危険箇所等を指定して、人乗り駐車違反の取締りを強化する。
- 2 駐車監視員の効果的な運用による確認事務の推進
違法駐車の実態、地域住民の要望等を踏まえた駐車監視員活動ガイドラインの見直し等を行うことで、駐車監視員の効果的な運用による確認事務を推進する。
- 3 放置駐車違反に係る車両の使用者責任の追及
運転者責任を追及できない場合は、車両の使用者に対して、放置違反金の納付命令を行うとともに、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた車両の使用者に対する使用制限命令を積極的に行い、使用者責任を強力に追及する。
- 4 悪質違反者に対する取締りの推進
駐車禁止除外指定車標章を不正に使用するなどの悪質違反者に対する取締りを推進する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(10) 総合的な駐車対策の推進	
細目	イ 違法駐車対策の推進	

〔方針・重点等〕

違法駐車取締活動の推進

〔事業計画の概要〕

- 1 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化
交差点及びその直近、横断歩道、バス停留所等における駐車、二重駐車等交通事故又は交通渋滞の要因となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対して重点的に取締りを実施する。
また、駐車車両の影響により交通事故が多発する危険箇所等を指定して、人乗り駐車違反の取締りを強化する。
- 2 駐車監視員の効果的な運用による確認事務の推進
違法駐車の実態、地域住民等の意見・要望を踏まえた駐車監視員活動ガイドラインの見直し等を行うことで、駐車監視員の効果的な運用による確認事務を推進する。
- 3 放置駐車違反に係る車両の使用者責任の追及
運転者責任を追及できない場合は、車両の使用者に対して、放置違反金の納付命令を行うとともに、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた車両の使用者に対する使用制限命令を積極的に行い、使用者責任を強力に追及する。
- 4 悪質違反者に対する取締りの推進
駐車禁止除外指定車標章を不正に使用するなどの悪質違反者に対する取締りを推進する。

章	1 道路交通の安全	近畿総合通信局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(11) 道路交通情報の充実	

〔方針・重点等〕

道路利用者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

1 情報収集・提供体制の充実

(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要の増加等に伴い、交通事故が多発し又は旅行速度が低下している都市内を中心に、交通管制センターの高度化、交通管制エリアの拡大を行うなど、交通管制システムの充実・改良を図り、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) 交通情報収集・提供装置の拡充・整備

道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

(3) 道路交通情報提供の充実

ア 交通管制室を中心とする情報提供活動の充実を図るとともに、道路情報板、図形情報板、所要時間表示板、道路情報ラジオ等を活用し、道路利用者に対する広範、迅速かつ確な道路情報の提供を図る。

イ 道路交通情報板等のLED化を推進する。

ウ 路車間通信情報システム等の新たなメディアによる情報提供システムの実用化を促進する。

エ 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。

(4) イベントに伴う臨時の放送局の開設

イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。

(5) コミュニティ放送局の普及促進

「コミュニティ放送局」は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

大阪府内では、令和6年4月1日までに6局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

2 ITSを活用した道路交通情報の高度化

(1) 交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0等の整備・拡充を推進する。道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

章	1 道路交通の安全	近畿総合通信局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路㈱ 阪神高速道路㈱
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(11) 道路交通情報の充実	

〔方針・重点等〕

道路利用者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

1 情報収集・提供体制の充実

(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要の増加等に伴い、交通事故が多発し又は旅行速度が低下している都市内を中心に、交通管制センターの高度化、交通管制エリアの拡大を行うなど、交通管制システムの充実・改良を図り、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) 交通情報収集・提供装置の拡充・整備

道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

(3) 道路交通情報提供の充実

ア 交通管制室を中心とする情報提供活動の充実を図るとともに、道路情報板、図形情報板、所要時間表示板、道路情報ラジオ等を活用し、道路利用者に対する広範、迅速かつ的確な道路情報の提供を図る。

イ 道路交通情報板等のLED化を推進する。

ウ 路車間通信情報システム等の新たなメディアによる情報提供システムの実用化を促進する。

エ 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。

(4) イベントに伴う臨時の放送局の開設

イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。

(5) コミュニティ放送局の普及促進

「コミュニティ放送局」は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

大阪府内では、令和7年4月1日までに8局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

2 ITSを活用した道路交通情報の高度化

(1) 交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0等の整備・拡充を推進する。

道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	

[方針・重点等]

1 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に加え、許可申請に関する行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。

2 幼児等の路上遊戯を抑制するため道路外に子供の遊び場等を確保する。

3 道路の保全と交通の安全を確保するため、道路の損壊箇所の早期発見、迅速な対応に努めるとともに、異常気象時等の緊急時には、パトロール等の警戒を強化する。

4 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に交通規制を実施する。また、道路工事による規制については、事前広報、工事の集約化、交通管理等の徹底を図り、規制回数の減少に努める。

[事業計画の概要]

1 道路使用及び占用の適正化等

(1) 地域活性化等を目的とするイベント等に係る道路使用の許可に当たっては、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的な運用を図るとともに、工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行い、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(2) 道路構造の保全及び安全かつ円滑な道路交通を確保するため、工作物の設置、道路工事等のための道路使用許可及び占用許可については、慎重な審査と適正な許可条件の付与に努める。また、各種交通安全運動の機会を通じて、不法占用の防止、空き缶投げ捨て防止等の広報啓発活動、排除運動を推進する。

(3) 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

2 子供の遊び場等の確保

校庭等開放の促進 (大阪府教育庁・大阪市教育委員会・堺市教育委員会)

ア 府教育庁関係 (令和5年度)

・府立高等学校等 (校庭) 160校 (内、5は夜間開放も実施)

・〃 (体育館) 18校

イ 大阪市関係 (令和5年度)

・小学校 -282校

・中学校 -129校

・義務教育学校 1校

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府教育庁 大阪府警察本部 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
〔方針・重点等〕		
1 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に加え、許可申請に関する行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。		
2 幼児等の路上遊戯を抑制するため道路外に子供の遊び場等を確保する。		
3 道路の保全と交通の安全を確保するため、道路の損壊箇所の早期発見、迅速な対応に努めるとともに、異常気象時等の緊急時には、パトロール等の警戒を強化する。		
4 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に交通規制を実施する。また、道路工事による規制については、事前広報、工事の集約化、交通管理等の徹底を図り、規制回数の減少に努める。		
〔事業計画の概要〕		
1 道路使用及び占用の適正化等		
(1) 地域活性化等を目的とするイベント等に係る道路使用の許可に当たっては、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的な運用を図るとともに、工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行い、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。		
(2) 道路構造の保全及び安全かつ円滑な道路交通を確保するため、工作物の設置、道路工事等のための道路使用許可及び占用許可については、慎重な審査と適正な許可条件の付与に努める。また、各種交通安全運動の機会を通じて、不法占用の防止、空き缶投げ捨て防止等の広報啓発活動、排除運動を推進する。		
(3) 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。		
2 子供の遊び場等の確保		
校庭等開放の促進 (大阪府教育庁・大阪市教育委員会・堺市教育委員会)		
ア 府教育庁関係 (令和6年度)		
・府立高等学校等 (校庭) 160校 (内、支援学校12校)		
・ " (体育館) 18校 (内、6校は夜間開放も実施)		
イ 大阪市関係 (令和6年度)		
・小学校 283校		
・中学校 130校		
・義務教育学校 1校		

ウ 堺市関係（令和5年度）

- ・小学校（運動場・体育館、会議室等） 92校
- ・中学校（運動場・体育館） 43校

2 車両制限令等違反車両の通行防止

道路の構造を保全し、また、交通の安全を確保するために、車両制限令等違反車両取締隊と関係機関による合同取締りを実施し、違反車両の通行の防止に努める。

3 道路法に基づく通行の禁止又は制限等

- (1) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施するとともに、その対策に必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。
- (2) 交通規制を伴う工事を実施する場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。
- (3) 車両制限令等法令違反車両の通行を防止するため、警察との合同の取締りを実施する。

ウ 堺市関係（令和6年度）

- ・小学校（運動場・体育館、会議室等） 92校
- ・中学校（運動場・体育館） 43校

2 車両制限令等違反車両の通行防止

道路の構造を保全し、また、交通の安全を確保するために、車両制限令等違反車両取締隊と関係機関による合同取締りを実施し、違反車両の通行の防止に努める。

3 道路法に基づく通行の禁止又は制限等

- (1) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施するとともに、その対策に必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。
- (2) 交通規制を伴う工事を実施する場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。
- (3) 車両制限令等法令違反車両の通行を防止するため、警察との合同の取締りを実施する。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(1) 自動運転車の安全対策・活用の促進	
〔方針・重点等〕		
交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があることから、自動運転車の安全対策及び活用を推進する。		
〔事業計画の概要〕		
1 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。		
2 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 令和6年10月より開始される「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」の導入に向けて環境整備を進める。		
3 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 自動運転車の事故の原因を究明するための見聞に参加し、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行う。		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(1) 自動運転車の安全対策・活用の促進	
〔方針・重点等〕 交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があることから、自動運転車の安全対策及び活用を推進する。 〔事業計画の概要〕 1 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。 2 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 令和6年10月より導入された「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」について、適確に運用できる環境整備を進める。 3 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 自動運転車の事故の原因を究明するための見聞に参加し、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行う。		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(2) 自動車アセスメント情報の提供等	

〔方針・重点等〕

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に平成26年度より開始した衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全性能アセスメントについては、**対自転車衝突被害軽減ブレーキ**の評価を新たに加えるなど、より一層の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

アセスメント事業の推進

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する「自動車アセスメント事業」を独立行政法人自動車事故対策機構と共に推進し、ユーザーが安全な製品や最適な自動車選びをしやすい環境を整備する。また、**対自転車衝突被害軽減ブレーキ**を評価項目に追加するとともに、**交差点に対応する衝突被害軽減ブレーキ等の評価項目への追加に向けて試験・評価を検討するほか、**衝突安全性能評価と予防安全性能評価等を統合し、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を開始し、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(2) 自動車アセスメント情報の提供等	

〔方針・重点等〕

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に平成26年度より開始した衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全性能アセスメントについては、**令和4年度に衝突被害軽減ブレーキの対自転車性能の評価を、令和6年度に交差点での対車両・対歩行者性能の評価を**新たに加えるなど**しており、**より一層の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

アセスメント事業の推進

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する「自動車アセスメント事業」を独立行政法人自動車事故対策機構と共に推進し、ユーザーが安全な製品や最適な自動車選びをしやすい環境を整備する。また、衝突被害軽減ブレーキの評価項目に**対自転車性能及び交差点での対車両・対歩行者性能**を追加するとともに、衝突安全性能評価と予防安全性能評価等を統合し、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を開始し、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(3) 自動車の検査及び点検整備の充実	

〔方針・重点等〕

- 1 自動車の検査及び整備の充実を図る。
- 2 自動車点検整備の推進

〔事業計画の概要〕

1 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月開始予定の「OBD検査」の導入に向けて、環境整備を進める。

2 自動車点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、9月の全国統一強化月間に加え、10月を近畿地方独自の強化月間として「自動車点検整備推進運動」によるキャンペーン等の活動を行い、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年2月に「大型車の車輪脱落防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。

3 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局
節	4 車両の安全性の確保	
項目	(3) 自動車の検査及び点検整備の充実	

〔方針・重点等〕

- 1 自動車の検査及び整備の充実を図る。
- 2 自動車点検整備の推進

〔事業計画の概要〕

1 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行う。

2 自動車点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、9月の全国統一強化月間に加え、10月を近畿地方独自の強化月間として「自動車点検整備推進運動」によるキャンペーン等の活動を行い、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。

3 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	(2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	

〔方針・重点等〕

1 悪質・危険運転者対策を推進する。

2 交通特殊事件の捜査を徹底する。

3 交通事故事件捜査体制を強化する。

〔事業計画の概要〕

1 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進
適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮を推進するとともに、3Dレーザースキャナ（※1）やEDRデータ読み出し装置（※2）などの事故解析装置の活用による客観的資料の証拠化に努める。

2 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
交通事故事件等の捜査においては、飲酒運転やあおり運転等、一般のドライバーに危険を生じさせる運転等に対しては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

3 迅速的確な初動捜査と科学的捜査の推進
初動捜査段階において、早期に防犯カメラ、ドライブレコーダーの映像資料等を収集するとともに、各種交通鑑識資機材を活用した現場見分、ひき逃げ事件捜査におけるFシステム（※3）及び自動車塗膜破片分析装置等の各種捜査支援システムを駆使した被疑車両の特定等、客観的証拠に基づいた科学的な事件捜査を推進する。

4 交通特殊事件捜査の推進
自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故に絡む保険金詐欺事件、**道路交通に潜在する無許可運送などの白タク・白バス事件**、運転免許証偽造・不正取得事件等、悪質巧妙な交通特殊事件に対する捜査を推進する。

5 捜査員個々の能力の向上
交通事故事件及び交通特殊事件の捜査を効率的かつ効果的に推進するため、捜査員個々の捜査能力及び鑑識技能の強化を図る。

※1 3Dレーザースキャナ
人体に影響の無いレーザー光により測量を行う測量機器である。道路形状や痕跡等を測量・撮影したデータを基に専用の機器を用いて図面が作成できるほか、コンピュータビジョン理論と融合した仮想空間での現場再現が可能となる。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	(2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	

〔方針・重点等〕

1 悪質・危険運転者対策を推進する。

2 交通特殊事件の捜査を徹底する。

3 交通事故事件捜査体制を強化する。

〔事業計画の概要〕

1 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進
適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮を推進するとともに、3Dレーザースキャナ（※1）やEDRデータ読み出し装置（※2）などの事故解析装置の活用による客観的資料の証拠化に努める。

2 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
交通事故事件等の捜査においては、飲酒運転やあおり運転等、一般のドライバーに危険を生じさせる運転等に対しては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

3 迅速的確な初動捜査と科学的捜査の推進
初動捜査段階において、早期に防犯カメラ、ドライブレコーダーの映像資料等を収集するとともに、各種交通鑑識資機材を活用した現場見分、ひき逃げ事件捜査におけるFシステム（※3）及び自動車塗膜破片分析装置等の各種捜査支援システムを駆使した被疑車両の特定等、客観的証拠に基づいた科学的な事件捜査を推進する。

4 交通特殊事件捜査の推進
道路交通に潜在する無許可運送などの白タク・白バス・白トラ事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故に絡む保険金詐欺事件、運転免許証偽造・不正取得事件等、悪質巧妙な交通特殊事件に対する捜査を推進する。

5 捜査員個々の能力の向上
交通事故事件及び交通特殊事件の捜査を効率的かつ効果的に推進するため、捜査員個々の捜査能力及び鑑識技能の強化を図る。

※1 3Dレーザースキャナ
人体に影響の無いレーザー光により測量を行う測量機器である。道路形状や痕跡等を測量・撮影したデータを基に専用の機器を用いて図面が作成できるほか、コンピュータビジョン理論と融合した仮想空間での現場再現が可能となる。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪市・堺 市 大阪府下消防長会 西日本高速道路㈱ 阪神高速道路㈱
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	(1) 救助・救急体制の整備	

〔方針・重点等〕

市町村における救助・救急体制をさらに整備・拡充する。

〔事業計画の概要〕

1 救助体制の整備・拡充

市町村消防機関等における救助体制の整備・拡充、関係機関相互の連携の強化等、救助業務の円滑な運用を図る。

2 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関相互の連絡体制の整備を図るとともに救護訓練を実施する。

3 自動体外式除細動器の使用と応急手当普及啓発活動の推進

傷病者の救命効果の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及を図る。

4 救急救命士の養成・配置等の促進

重度傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成・配置するとともに、「気管挿管」「薬剤投与」「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」「血糖測定ならびに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」が実施できる救急救命士を養成し、さらなる救急業務の高度化を図る。
また、医師の指示又は指導・助言のもとに救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

5 救助・救急資機材等の整備の推進

市町村における救助工作車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等救助・救急資機材等の整備を推進し、効率的な救助・救急活動の実施を図る。

6 消防ヘリコプターによる救助・救急業務の推進

消防ヘリコプターによる救助・救急業務の積極的推進を図る。

7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事案に対応できるよう、救助隊員及び救急隊員の養成と知識・技能の向上を図るため、大阪府立消防学校及び大阪市消防局高度専門教育訓練センターにおける教育訓練並びに消防機関における職場教育を積極的に推進する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 大阪市・堺 市 大阪府下消防長会 西日本高速道路㈱ 阪神高速道路㈱
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	(1) 救助・救急体制の整備	

〔方針・重点等〕

市町村における救助・救急体制をさらに整備・拡充する。

〔事業計画の概要〕

1 救助体制の整備・拡充
市町村消防機関等における救助体制の整備・拡充、関係機関相互の連携の強化等、救助業務の円滑な運用を図る。

2 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実
大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関相互の連絡体制の整備を図るとともに救護訓練を実施する。

3 自動体外式除細動器の使用と応急手当普及啓発活動の推進
傷病者の救命効果の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及を図る。

4 救急救命士の養成・配置等の促進
重度傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成・配置するとともに、「気管挿管」「薬剤投与」「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」「血糖測定ならびに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」が実施できる救急救命士を養成し、さらなる救急業務の高度化を図る。
また、医師の指示又は指導・助言のもとに救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

5 救助・救急資機材等の整備の推進
市町村における救助工作車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等救助・救急資機材等の整備を推進し、効率的な救助・救急活動の実施を図る。

6 消防ヘリコプターによる救助・救急業務の推進
消防ヘリコプターによる救助・救急業務の積極的推進を図る。

7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
複雑多様化する救助・救急事案に対応できるよう、救助隊員及び救急隊員の養成と知識・技能の向上を図るため、大阪府立消防学校、大阪市消防局高度専門教育訓練センター及び堺市総合防災センターにおける教育訓練並びに消防機関における職場教育を積極的に推進する。

章	1 道路交通の安全	大 阪 府 堺市
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	

〔方針・重点等〕

1—交通事故相談の活動の充実

(1)—地域における交通事故相談活動を充実させるため、市町村の相談窓口の相談業務の充実を図る。

(2)—交通事故相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修や講習等を通じて相談員資質の向上を図る。

(3)—市町村等の広報誌やホームページ掲載等の各種の広報を行うことで、交通事故相談の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を提供する。

〔事業計画の概要〕

堺市の体制

堺区役所（企画総務課）

ア—相談日時—月・火・木・金曜日の10時00分から12時00分
12時45分から17時00分
(祝休日・12月29日から1月3日を除く)

イ—相談員—交通事故専門相談員—配置1名—体制1名

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	
【方針・重点等】 交通事故相談を実施している一部市町村や民間団体についてホームページに掲載し周知を行うことで、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を情報提供する。		

〔事業計画の概要〕

事業名		事業量	事業費(千円)
線路施設等の整備	軌道強化	8,604m	1,045,072
	線形	0m	0
	線路増設	7,200m	0
	橋梁改良	15箇所	7,896,673
	駅改良	93駅	74,405,649
	トンネル改良	16箇所	1,064,328
	防災・その他	20箇所	976,660
	小計		85,388,382
運転保安設備等の整備	自動閉塞信号	8箇所	5,873
	CTC化等	8箇所	137,652
	連動装置	3箇所	6,533,440
	ATS等	76箇所	935,471
	列車無線装置	5箇所	452,957
	信号機改良	39箇所	125,000
	小計		8,190,393
合計			93,578,775

〔事業計画の概要〕

事業名		事業量	事業費(千円)
線路施設等の整備	軌道強化	7,484m	1,441,829
	線形	0m	0
	線路増設	7,200m	0
	橋梁改良	22箇所	14,496,447
	駅改良	99駅	83,312,545
	トンネル改良	16箇所	1,029,000
	防災・その他	45箇所	871,832
	小計		101,151,653
運転保安設備等の整備	自動閉塞信号	2箇所	5,851
	CTC化等	5箇所	668,601
	連動装置	2箇所	53,389
	ATS等	293箇所	212,063
	列車無線装置	2箇所	33,651
	信号機改良	12箇所	11,100
	小計		984,655
合計			102,136,308

章	3 踏切道における交通の安全	近畿運輸局 大 阪 府
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備等の促進	大阪市・堺 市 西日本旅客鉄道株

〔方針・重点等〕

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道における踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

〔事業計画の概要〕

対策内容	内 容	箇所数	事業費（千円）
抜本対策	連続・単独立体交差	10箇所	15,411,267
速効対策	構造改良	8箇所	191,295

章	3 踏切道における交通の安全	近畿運輸局 大 阪 府
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備等の促進	大阪市・堺 市 西日本旅客鉄道株

〔方針・重点等〕

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道における踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

〔事業計画の概要〕

対策内容	内 容		箇所数	事業費（千円）
抜本対策	連続・単独立体交差	近畿運輸局	7箇所	20,783,480
		大阪府	4箇所	8,998,000
		堺市	2箇所	3,939,594
速効対策	構造改良	近畿運輸局	6箇所	164,193
		堺市	6箇所	33,000

（※箇所数・事業費には一部重複あり）

章	3 踏切道における交通の安全	近畿運輸局 大阪府警察本部 西日本旅客鉄道㈱
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	

〔方針・重点等〕

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

〔事業計画の概要〕

事業内容	事業量（個所数）	事業費（千円）
保安設備整備	62箇所	498,909
踏切道の格上げ	0箇所	0

章	3 踏切道における交通の安全	近畿運輸局 大阪府警察本部 西日本旅客鉄道㈱
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	

〔方針・重点等〕

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

〔事業計画の概要〕

事業内容	事業量（個所数）	事業費（千円）
保安設備整備	55箇所	439,950
踏切道の格上げ	1箇所	22,000